

意見案第5号

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる  
農作物被害対策を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

令和3年9月14日

|     |          |       |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 富良野市議会議員 | 宇治則幸  |
| 賛成者 | 同        | 石上孝雄  |
|     | 同        | 後藤英知夫 |
|     | 同        | 渋谷正文  |
|     | 同        | 今利一   |
|     | 同        | 家入茂   |
|     | 同        | 宮田均   |
|     | 同        | 大栗民江  |

—提出先— 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

## コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書

新型コロナウイルスの影響により、観光・インバウンド需要などの落ち込みや、人流の抑制によって中食・外食産業の低迷が依然として続いており、農業においても米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの農畜産物価格の低下と需要の減少を招いており、価格回復と需要喚起対策の強化が不可欠となっている。

北海道では、7月から8月上旬にかけて記録的な高温・少雨の気候が続いたことから、全道にわたって農作物全般に被害が及んでおり、特に、馬鈴しょでは小玉傾向、てん菜では根部が肥大せず、玉ねぎでは変形などによる大幅な収量減少が見込まれる。また、野菜においては、収穫時期を迎え高温障害等で廃耕する圃場もあるほか、定植直後の苗への灌水作業が追い付かず枯れてしまうなど大きな影響が出ている。さらに、酪農・畜産においても高温・干ばつにより、飼料作物が生育停滞から枯れ始め、地域によっては収量が半分以下に落ち込むことも予想され、今後の生乳生産への影響が危惧される。

一方、水稻においては豊作基調であるが、高温により乳白粒の発生など品質低下が心配され、加えて、2020年産米の過剰在庫で米価下落が懸念されている。

よって、国においては、次年度に向けて営農継続が図られるよう、下記事項を要望する。

### 記

1. 農畜産物の価格回復や消費拡大対策を強化すること。併せて、食料安全保障の観点に立って、国の責務のもと、水田対策予算の確保と実効性ある米の需給調整対策を講ずること。
2. 農産物の大幅な収量減少が見込まれることから、損害認定を迅速に行い、農業共済金の早期支払などの対応を図ること。また、野菜を含む畑作物については、廃棄や品質低下が顕著なことから、次年度の営農継続が図られるよう無利子・無担保の資金融通、無利子資金への借り換えなど金融対策を最大限に講ずること。
3. 牧草やデントコーンなどの収量減少や品質低下が見込まれ、酪農では生乳生産量の減少や乳質低下、畜産では栄養価の少ない粗飼料による発育への懸念が今後危惧されることから、酪農・畜産経営の安定に向け、代替飼料の確保及び価格差補填等の対策を講ずること。
4. 記録的な高温・干ばつが続き灌漑対策が求められていることから、灌漑システムの整備を図るとともに、高額なリールマシンなどの散水機や灌水資材等への助成などの支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月22日

富良野市議会